

平成28年11月16日 公認心理師カリキュラム案に関するヒアリング

公認心理師になるために必要なカリキュラム に係る考え方

「保健医療、福祉、教育、その他の分野において」（公認心理師法第二条）
諸分野の多様な専門職と連携できる公認心理師と、
個性に応じた対応により一人ひとりの人格の成長可能性を支える
臨床心理士との相補による、
国民の心の健康に資する質の高い心の専門家育成の実現を目指して

（公財）日本臨床心理士資格認定協会

公認心理師になるために必要な科目に係る考え方

公認心理師と臨床心理士の両資格が相補することで
国民の健康のために質の高い心の専門家育成を実現する視点より

大学

保健医療、福祉、教育その他（司法・法）の分野における専門的知識の習得
警察、産業、医療、福祉、教育、その他（司法・法）の分野における専門的知識の習得
業務に関する観察、分析及と基礎技能の習得

- ①心への科学的アプローチとしての
心理学研究法と基礎知識
- ②公認心理師が活動する諸分野において
連携するために必要な基礎知識
- ③公認心理師業務の前提として求められる倫
理と法律の基礎知識
- ④公認心理師業務（心理検査、心理相談、助言、
教育等）の基礎的技能の習得

大学院

大学で学んだ基礎知識と技能を実践に結び
つけ、現場で活用し、臨床心理士をはじめ
医師・看護師等医療職、教員等、地域の多
様な専門職との連携力を習得

- ①心理臨床学の研究法
- ②活動諸分野における連携に必要な
発展知識
- ③活動諸分野における実践に必要な
倫理と法律の知識
- ④公認心理師業務のための技法の習得

2. 大学において修める科目

大学における到達目標

保健医療、福祉、教育その他（司法・法務・警察、産業）の領域において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって心理観察、分析、心理相談、助言、指導、教育及び情報提供を行うために必要な基礎知識と基礎技能の習得

- ①心への科学的アプローチとしての
心理学研究法と基礎知識
- ②公認心理師が活動する諸分野において
連携するために必要な基礎知識
- ③公認心理師業務の前提として求められる
倫理と法律の基礎知識
- ④公認心理師業務（心理検査、心理相談、
助言、教育等）の基礎的技能の習得

学部カリキュラム科目への提言
学部における心理学教育（①と②）に加えて

- ②の具体的な科目として、**法学、人権論、社会福祉論、医学概論、心身健康論、教育制度・学校経営論**を提案したい。
- ③に関しては、2016年9月日本心理臨床学会カリキュラム案（三団体会談案を骨子に詳細化された案）が提案した**心理臨床実践職能論（職務・責任、倫理、関連行政論を扱う）**を学部カリキュラムに盛り込む趣旨に賛同。

3. 大学院において修める科目

大学院の到達目標

大学で学んだ基礎知識と技能を実践に結びつけ、現場で活用し、臨床心理士をはじめ医師・看護師等医療職、教員等、多様な専門職との連携力を習得

- ①心理臨床学の研究法
- ②諸分野における連携に必要な発展知識
- ③諸分野における実践に必要な倫理と法律の知識
- ④公認心理師業務のための技法の習得

①～④の項目は三団体案を骨子に詳細化された2016年9月日本心理臨床学会案において満たされている。

②と③については、大学のカリキュラムにおける②と③の科目をベースに、現場実践直接に役立つ発展知識を扱う科目として、

- ・医学概論をベースに精神医学
- ・法学・教育制度論をベースに臨床心理職関連行政・倫理特論を大学院カリキュラムに位置付ける。

3 実習・演習の内容等

3-1 実習・演習科目の構成

学部：心理現場実習

- 公認心理師業務の専門的技能の習得には時間が必要であるため、学部の実習では、保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業など臨床心理士及び公認心理師が活動する現場の見学や各分野の現場を体験的に学ぶ実習を中心とする。

大学院：心理師業務実習・演習

- 保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業などの臨床心理士及び公認心理師が活動している分野に加えて、臨床心理士養成指定校の附属臨床心理相談室、又はこれに準ずる施設も、地域に対して専門的な心理相談を提供できる施設として独立した一分野として見なし、以上の分野から少なくとも三分野において実習を行う。

3-3 大学院における実習・演習

1. 保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業などの臨床心理士及び公認心理師が活動している分野に加えて、地域に開かれた有料心理相談施設として、臨床心理士養成指定校の附属臨床心理相談室又はこれに準ずる施設を一分野として見なし、以上の分野より、保健医療分野を必須としながら少なくとも三分野において、臨床心理士又は公認心理師のもとで、その補助業務に従事する実習を行う。
2. 実習の時間数としては、総時間数を200時間以上とする。
3. その実習分野が三分野以上にわたること。
4. そのうち、一つの分野での実習が80時間を超えること。

4 実習・演習を実施する施設及び担当する指導者等について

4-1 実習・演習を実施する施設

学外実習施設

臨床心理士又は公認心理師の資格を取得した後、心理業務に一定期間（例えば三年以上）従事した経験を有するものが勤務する、保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業等の施設。

なお、勤務の形態については現在の心理専門職が必ずしも常勤職ではない状況を鑑み、非常勤勤務も含む。

学内実習施設

臨床心理士養成指定校の附属臨床心理相談室、又はこれに準ずる施設（（公財）日本臨床心理士資格認定協会基準により認証されたもの）

ここでの指導は、同協会基準により、臨床経験を積んだ臨床心理学を専門とする大学教員及び臨床心理士資格を取得し現場における経験を積んだ臨床心理士有資格相談員が担当している。

4 実習・演習を実施する施設及び担当する指導者等について

→これらの規定によって実習・演習の質を担保し、
実習・演習担当教員の過剰負担を回避することができる

4-1 実習・演習を担当する教員

- 学教育教係例
 大教助に（
 期るは成間
 短ず又養期
 準師の定の
 院に講師一も
 学れ、理しる
 大に授心関す
 （教認に有
 学は准公授を
 大又、は教験
 く）授又の経
 づじ教士習の
 基同、理演）
 に下て心は上
 法以い床又以
 育、お臨、年
 教むにて習五
 校含設し実ば
 学を施とるえ
- た）
 以上）
 得以
 取年
 を五
 格ば
 資え
 の例
 師（の
 理間も
 心期る
 認定す
 公一有
 はにを
 又務験
 士業経
 理理た
 心心し
 床、事
 臨後従
- 応る次認と任考
 にする格主専と
 目とな資にのる
 科数異士導そあ
 習人は理指、で
 演定と心生り限
 習一定床学お上
 実る規臨各てが
 はきの本はい人
 数で数日でつ五
 員導員）程がは
 の指員財課員生
 員て教公る教学
 教つ当（す導る
 当も担、証指す
 担を目が認の導
 習任科るの任指る
 演責（あ会専がい
 習てとで協る員て
 実じこ元定な教え

4-2 実習指導者

- 資格期間練習令
 資定実講省
 の一しつう働
 師に事か行労
 理務従、に生者。
 心業）りめ厚た
 認理上あた・し
 公心以でる令了
 は、年のす省修
 又後三も成学を
 士たばる養科）
 理しえすを部る
 心得例有者文め
 床取（を導（定
 臨を間験指会で
- 実者一パー
 外るバイザ
 学す一バイ
 は、導スバイ
 者をすパー
 指導をすパー
 指実関一ある。
 習てスう割
 実い一行役
 のおケをる
 こに、ンな
 、場しヨ異
 お現指ジは
 な習をビと

5 大学卒業後の実務経験

経験すべき実務の内容と指導体制

・実務の内容

職場の実習指導者のもとで、臨床心理士又は公認心理師の補助業務を行う。

一定の習熟の後に、事例を担当する場合は、ケースに関するスーパービジョンを受けることが望ましい。

・指導体制

○事例を担当する場合は、スーパーバイザーとしての資質を備えるスーパーバイザーにケースに関するスーパービジョンを受けること。

○このスーパーバイザーとしての資質については、臨床心理士又は公認心理士資格取得後の専門実務経験が一定期間（例えば15年以上）の者を基準とする。

○スーパービジョンの形態としてはグループ・スーパービジョンも含まれる。

5 大学卒業後の実務経験⇒五年間

心理師となるために実務を経験すべき期間（及び根拠）

公認心理師は、同法二条において「保健医療、福祉、教育その他の分野において」と定義される汎用性ある資格であり、求められる能力として心理業務能力習熟に加えて他の分野との連携力が重要となる。そのため学卒後の実務経験において、複数分野における基礎知識の習得と現場における連携の経験の蓄積が必要であり、所属機関においても複数の部署において、それぞれ一定の習熟が期待できる勤務歴が必要であり、最低五年が必要と考えられる。

なお、五年間の根拠として、「公認心理師」受験資格教育カリキュラムに関する要望（資料）：「大学卒業者が受験資格を得る要件について」（2016年9月19日 日本心理臨床学会業務執行理事会承認）に挙げられた数式は次のとおり。

26単位相当の学修時間 を $45（時間／単位） \times 26（単位） = 1,170（時間）$ と計算。常勤者が、「有資格者による指導」を受ける時間を確保し、かつ講習を受講するためには、講習には週末を充て頻度は週 1 回 8 時間、年間 30 回程度が妥当と考える（年間講習時間：240 時間）。

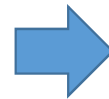
よって「公認心理師法第7条1号の者と同等以上の知識・経験を有する」に相当する期間の試算は、

$$1,170（時間） \div [8（時間／回） \times 30（回／）] = 4.875（年）$$

6. 受験資格の特例

6-1 施行日前に大学院に入学した者

- 附則第二条の一及び二における「当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定める科目」について



移行期の混乱をさけるために、従来の臨床心理士養成指定大学院及び専門職大学院における**必修及び選択必修科目（資料参照）**を満たして修了した者については、附則第二条2で文部科学省令・厚生労働省令の指定した講習会を受講することで、受験資格を与える配慮をお願いしたい。

6. 受験資格の特例

6-2 施行日前に大学に入学した者

- 附則第二条の三における「学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要科目として文部科学省令・厚生労働省令で定める科目」については、



移行期における大学教務の混乱を最小限にとどめるために、従来のカリキュラムにおいて取得できる単位の範囲でとどめられるように配慮をお願いしたい。

その配慮の例として、公認心理師文部科学省令・厚生労働省令の学部カリキュラム、従来の科目設定でカバーが難しい科目については割愛し、割愛された科目については附則第二条の二で指定した講習会でこれを補える配慮をお願いしたい。

6 受験資格の特例

6-3 現に法に定める行為を行うことを業としているもの

- ・附則第二条2において「この法律の施行の際、現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行っているもの、その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者」については、



公認心理師に先がけた汎用性のある心理専門職として、「臨床心理士」が国民に周知されてきたことを十分に考慮されるように希望する。

7 国家試験

7-1 試験科目の範囲

公認心理師法に基づいて、①心理学の基礎及びその応用にかかわる知識を基幹として、②保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察及び産業と幅広い領域における多職種との連携の前提となる知識に加え、③心理観察とその分析、心理に関する相談や助言、指導、さらに心の健康に関する知識普及に役立つ基本知識を問うものという理解を共有したい。さらに④公認心理師が社会において心理業務を行う実践において必須となる心理業務の根拠となる法律、倫理的な認識とその実践における適用の基本姿勢は大学院カリキュラムの到達目標の一つであるが、その領域についてもしっかりと扱っていただきたい。

7-2 試験の方法

公認心理師法第十条第一項に基づいて指定された指定機関に一任

7-3 合格基準

心理専門職の質の低下をもたらさない水準の維持をお願いしたい。

8 現任者講習会の内容と時間数について

- 現在、臨床心理士有資格者数は3万を超えており、潜在的な講習会受講希望者は大変な数に上ると推測される。また、職務の性質上、代替が難しく、休業によってユーザーに多大な影響を与えるために、支障が最小限で抑えられるように、できるだけ講習期間は、短期設定が望まれる。
- 講習の内容について、公認心理師カリキュラムの内容のうち、これまでの臨床心理士養成カリキュラムで対応していなかった科目内容を対象とすることが望まれる。
- 臨床心理士試験では、すでに心理学基礎知識や倫理の理解、法律の知識なども出題範囲としており、これらすべてが現任者講習の対象になるわけではないと考えられる。しかし、新たな進歩がみられた領域についての講習は、心理専門職全体の水準を向上させる意味でも望ましいと考えられる。

資料1 公認心理師カリキュラム等検討に係る (公財)日本臨床心理士資格認定協会の基本的姿勢

- 公認心理師カリキュラム等の検討に当たっては、衆議院文部科学委員会決議と公認心理師法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項（注:6項目）に、万全を期すべきである（平成二七年九月二日:心理専門職の活用の促進に関する件）・特段の配慮をすべきである（平成二七年九月八日：公認心理師法案に対する附帯決議）との法案趣旨に則ったカリキュラム等の検討と具体化をお願いしたい。

資料2 公認心理師になるために必要なカリキュラムに係る (公財)日本臨床心理士資格認定協会の考え方(1)

臨床心理士と公認心理師の固有性を相補する心理専門職の連携・共存するあり方を目指すことが、国民の心理支援に関するニーズの多様性に安心・安全な対応を図る新しい心理専門職の促進に係る公認心理師法の趣旨にも適うと認識している。

このことにより臨床心理士をはじめ既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者の専門性と独自性のこれまでとこれからを、さらに利用者のために促進すると考える。

そのため保健医療、教育、福祉、司法・法務・警察、産業・労働その他の分野において、諸分野の多様な専門職と連携できる公認心理師と、例えば個性に応じた対応により個々にかげがえのない一人一人の人格の成長可能性を支える臨床心理士が、共存し相補による活性化を図ることで、国民の心の健康に資する質の高い心の専門家育成を目指したい。

資料3 公認心理師になるために必要なカリキュラムに係る(公財)日本臨床心理士資格認定協会の考え方(2)

- 学部教育については、より積極的な大学院養成教育の充実強化につながるものという期待をもって提案。
- 大学院教育については、長年積み重ねてきた相応の実績を踏まえて、公認心理師と共存し相補するという基本認識に立って提案
- なお、本法の実施に向けた現段階での検討において、附則や附帯決議も踏まえた本法施行後を想定した将来的展望において準備したい五つの観点は次の通り。

①日本社会・文化の固有性にみあう国際化の観点

②生涯学習社会にみあう人生周期に応じた心理専門職を促進する観点

③心の専門家養成に固有の教育体制・授業方法等の観点

④地域社会貢献施設の臨床心理相談室と実習施設としての利用を区別する観点

⑤理論と実務を架橋する心理専門職の指導者養成及び指導者研修に関する大学院博士課程を構築する観点

五つの観点の具体的説明 ①～③

①日本社会・文化の固有性にみあう国際化の観点

→例えば受験資格の第七条3号において、臨床心理士の場合は帰国後に本邦での2年以上の心理臨床経験を求めている。

②生涯学習社会にみあう人生周期に応じた心理専門職を促進する観点

→例えば医師免許や教育免許その他の専門職を資格を有する者を含め、経過措置後において公認心理師資格取得を希望する臨床心理士等について、相応の期間(例えば資格取得後2年間)等の規定により、第七条1号ないし3号におけるその他準ずる者としての受験資格の考慮を願いたい。

③心の専門家養成に固有の教育体制・授業方法等の観点

→例えば臨床心理士養成大学院制度は、個人情報管理、守秘・倫理・義務等を担保できる臨床心理分野専門職大学院(課程認定)と指定大学等(課程認定に準ずる指定制)。科目指定でも担保する相応の制度整備が重要。

五つの観点の具体的説明 ④

④地域社会貢献施設の臨床心理相談室と実習施設としての利用を区別する観点

→有料臨床教育研究施設「心理教育相談室」（1979年設置文部省認可）は、地域住民へのサービス・専攻院生の教育訓練・実践研究のための大学院施設。臨床心理士養成大学院第一種指定に必須施設であり、施設と運営に関して、実習生等と指導者の実習施設利用に関する厳密な規定を整備し、臨床心理分野専門職大学院では認証評価（5年毎）を、指定大学院では認証評価に準ずる実地視察（3年毎）と継続審査（6年毎）。心の相談特有の厳密な利用規定の検討が必須。

五つの観点の具体的説明 ⑤

⑤理論と実務を架橋する心理専門職の指導者養成及び指導者研修に関する大学院博士課程を構築する観点

→心理専門職の養成教育に関する認証評価体制の整備のためにも、養成教育に携わる大学教員、実践現場で指導に携わる実践指導者の育成が喫緊の必須課題。

高度な生涯学習が求められる心理専門職指導者・心理実践教育研究者の養成・研修システムとして、心理専門職の有資格者で相応の期間（例えば現在唯一設置されている京都大学大学院博士課程の指導者養成コースでは臨床心理士資格更新1回以上が受験資格）を有する実務経験者（大学教員を含む）を照準にした大学院博士課程の設置を要望したい。

資料 4 : 臨床心理士養成指定校のカリキュラム

必修／選択必修	科目名		
必修科目（単位） 当該専攻特化された開講	臨床心理学特論(4) 臨床心理面接特論(4) 臨床心理査定演習(4) 臨床心理基礎実習(2) 臨床心理実習(2)		
選択必修科目	A 群	心理学研究法特論 心理統計法特論 臨床心理学研究法特論	
	B 群	人格心理学特論 教育心理学特論 学習心理学特論 発達心理学特論 認知心理学特論 比較行動学特論	
	C 群	社会心理学特論 人間関係学特論 社会病理学特論 家族心理学特論 犯罪心理学特論 臨床心理関連行政論	
	D 群	精神医学特論 心身医学特論 神経生理学特論 老年心理学特論 障害者(児)心理学特論 精神薬理学特論	
当該専攻に特化された開講	E 群	投映法特論 心理療法特論 学校臨床心理学特論 グループ・アプローチ特論 臨床心理地域援助特論	